

一般廃棄物処理業許可証

宇部市大字中野開作四ノ割381
番18

三共興産 株式会社

代表取締役 岩本 智恵美

令和6年2月9日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

令和6年3月7日

山口市長 伊藤 和貴



記

- 取扱廃棄物の種類 一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く)
- 収集・運搬・処分別 収集及び運搬
- 営業所・事務所等の所在地 宇部市大字中野開作四ノ割381番18
- 許可する区域又は事業所等 旧阿知須町区域内の事業所に限る
- 許可の期間 (自) 令和6年 4月 1日
(至) 令和8年 3月31日
- 許可車両 別紙のとおり
- 許可条件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則、山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同条例施行規則、山口市一般廃棄物(ごみ等)収集運搬業許可取扱要綱及び市長の指示事項を遵守すること。